



国民年金特集号
発行 公民館
東白川村
印刷 所
今井印刷

国民年金とは……

こういふものです

日本もすんだ民主主義の国々にならつて、住みよい、暮らしよい、ながいことができる国がらにしようと、みんなが力をあわせて、努力するようになりなりました。これを福祉国家とよびます。

こんどできた国民年金のしくみも、福祉国家への道をひらこうとするものです。ところが、最近この拠出制国民年金制度に反対する動きが一部に目立つてきています。この反対の理由のなかに、制度の内容がよく分つていないためにおきる、素朴な疑惑にもとづくものも多いと思います。その意味でみんながこの年金に対して理解をふかめられるようこの特集号を御送りすることにしました。

保険料をかけておいて年最初から完全なものには仲々金をもらふ拠出制国民年金ありません。国民年金に対するは、十月一日から加入者のする色々の意見もこれを少登録がはじまり、来年四月しでも良くしようとする気から保険料を納めていたことになつています。

この年金制度は、いままで恩給もなく、年金もなかつた人々、いわゆる農民の方、商店員の方、零細企業の方、従業員の方、零細企業は家庭の主婦といつた方々などの社会保障制度です。しかしどのような制度も

あつても、お金を出さないと、うことに若干抵抗を感じるのには止むを得ないことかも知れません。昔から「旧税は良税であつて、新税は悪税である」ということばがあり、国民年金は、近代福祉国家の資格をなす社会保障の推進のためには、ぜひとも実施されなければならないのです。

この年金制度は多くの学識経験者により、いろいろ考えられ、論議された末、いまの国民生活や国の経済力からみて、先ずこの程度のものからというところで実施されることになつたのです。

ただ、いたずらに「ごまかしの年金だ」とその実現をおくらせるよりは、迫りよる老令人口の急増と家族制度の崩壊にそなえて、一日も早くこの制度を発足させ、改善すべきは改善して着実に一步一步ゆたかな制度にそだて、ゆくことこそ真に社会保障の発展をねがうものの態度ではないでしょうか。

年金で伸ばす苦勞のしわを腰

安心して暮らせる生活
ゆたかな老後のために

国民年金
毎月1日かから納付
はじまります

この制度の特色として被保険者期間中に保険料を納めない期間を除いた保険料納付済期間と免除期間を合せて期間が、一定期間あればその期間に応じた年金を受けられます。これを受給資格期間といふます。老令年金を例にとると満二〇才から六〇才までの被保険者期間の内、二五年以上の保険料納付済期間が必要で、この中には保険料免除期間を含めていますが、その場合も最低十年の保険料納付済期間が必要で、近頃の世評には年金ももらうためには、満二〇才から六〇才までの四〇年間まるまる保険料を納めなくてはならないといふまじいのがみられますが、まえに述べた如く、免除期間を含めた二五年間に最低十年の納付済期間があれば良いのです。

加入は二通りある

五〇才以上五五才任意加入

◎強制適用被保険者
日本国内に住所を有する二〇才以上五〇才（恒常的には六〇才）未満の日本国民は、すべてこの制度に加入しなければなりません。

- 被用者年金制度
- 1 厚生年金保険法
 - 2 船員保険法
 - 3 恩給法
 - 4 国家公務員保険法
 - 5 地方公務員の退職年金に關する条例
 - 6 市町村職員共済組合法
 - 7 私立学校教職員共済組合法
 - 8 公共企業体職員等共済組合法
 - 9 農林漁業団体職員共済組合法
 - 10 戦傷病者戦没者遺族援護法
 - 11 未帰還者留守家族等援護法

加入することができる人

◎任意加入被保険者
前に述べた被用者年金制度で保障されている人の配偶者や、屋敷の学生や、扶助料等を受けている人です。
なおお経的なものとして明年四月一日現在で五〇才をこえ、五五才をこえない人も希望で加入できます。

みんなのための国民年金

国民年金は、民間会社のやつている生命保険や、政府のやつている簡易生命保険、郵便年金などと、おなじ保険であつても、たいへんちがつたところがありま

す。一口にいいますと、ふつうの生命保険や年金保険は、かけ金をした人だけの保険でありませんが、国民年金は、社会保障とも社会保険ともよばれ、国民全体の保険であるということができ

ます。▽ところで老令年金の場合いくらかけて、いくらかけるか△

ふつうの生命保険や年金保険では、加入者のかけ金から営業費をさしひいて、のこりのかけ金に利子をつけて、保障金をはらうしく

みになつていきます。ですから図でもわかるように、かけ金と年金の額は、たいへんなひらきがあります。もともと国民年金のかけ金は、二十才から三十四才まで百円、三十五才以上が百五十円になつていきます。これを平均すると、百二十

民間の保険とちがって事務費を国が負担する

国民年金は 年給付金＝保険料＋国庫負担 保険料の半額＋利子収入（事務費は全額国庫負担）
民間の保険は 年給付金＝（保険料＋利子収入）－（事務費＋営業費）



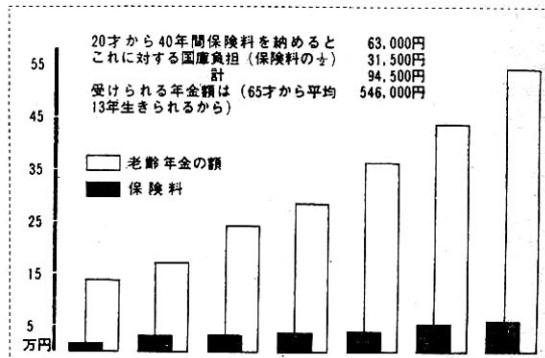
すから、この計算よりは、将来はもつと上まわることになりま

す。▽かけ金はどんな方法でおさめるか△

まず国民年金に入ると、国民年金手帳がわたされま

す。そして市町村役場などで、国民年金印紙というものを売つていきますから、これを

その地区内できつとめるとか、係員がむいていくといつた方法もとられるでしょう。でかせぎにゆくとか、行商をしている人は全



国この役場で印紙を買つてもよいし、社会保険出張所ならば全国どこでもスタ

国民年金はほんなくみになつてい

それが国民年金はほんなくみになつてい

国民年金は、

市区役所 町村役場

一家の働き手

国民年金は、

市区役所 町村役場

が、これは国民年金のうち

▽としよりがふえてゆく△

としよりの生活をよくしようとする

一人の生活をよくしようとする

としよりの生活をよくしようとする

としよりの生活をよくしようとする

としよりの生活をよくしようとする

としよりの生活をよくしようとする

としよりの生活をよくしようとする

● 保険料提出期間が 永いということ

保険料を払う期間が四十 年というのは永すぎるとい うことが指摘されています。この議論は、四十年間納 付しない年金が受けれ ないような印象をあたえて いますが、これはまちが いです。

四十年でなくて十年から 二十五年です

つまり、この期間を適用 対象者として保険料の納付 が義務づけられている期間 であつて、老令年金をうけ るために必要とされる提出 期間は二十五年であり、し かもこの期間は経過的措施 として十年にまで打ちめら れています。つまり老令年 金をうけられるための必要 な期間として理解するなら ば、それはたとえば厚生年 金、共済組合などにおける 二十年との比較において考 えなければなりません。

他の年金と通算されます

なお、この受給資格期間 二十五年ということも、ほ かの年金制度と期間が通算 される具体案が決定される ことになっていきます。各 制度の年金、恩給制度で 二十年、二十五年とい


た受給資格期間に満たせな ない人でも、各制度の提出 期間をあわせれば、二十年、 二十五年以上になる人には それぞれの制度から減額年 金の支給が行われることになつていります。例えば国民 年金に五年、厚生年金に十 年、共済組合に十年と入つ ていれば老令年金は受給出 来ることになります。

● 保険料 がかけ捨 てになる という不 満

年金財政の 計算では、二 十才で加入し た百人のうち 男子で六十人 八人が老令年 金を受け、そ のほか障害、 遺児、かみなど どの年金をうけるばあいを 考えますと、百人のうち男 女とも九十人程度の人がな んらかの年金を受けること になります。ですから「か け捨て、かけ捨て」とい

は百人のうち十人程の人が 一応これに該当するとい うことです。しかし、この 数字は二十才で加入したば

皆さんの疑問に 答える



度ぐで「おら不 制しこでなもあ しい自分疑の 新理あに、 年金も多、特別 年かもう出だけ 国民点よな切実 国ですい金なま

でも、そひと 国民の感情を否定するこ とができます。そこで現 算上明らかです。

「死亡一時金が支給されま す。」

しかし、たとえ一割であ つても「かけ捨て」をきら う国民の感情を否定するこ とができます。そこで現 算上明らかです。

「死亡一時金が支給されま す。」 ところが、たとえ一割であ つても「かけ捨て」をきら う国民の感情を否定するこ とができます。そこで現 算上明らかです。

「死亡一時金の支給です。」 在決定されようとしている だが、月二千円から三千 五百円の老令年金の額は現 在の生活水準、消費水準か らみて、妥当なものがある として定められたものでは ありません。つまり月二千円という額は 生活保護法における老令者 の基準額がはるこの程度で あり、月三千五百円という 額は、国民一人当りの消費 支出から推算した額に近い ところから定められたもの である。しかし、かりに今四十年 後にもらえる年金額が三千 五百円にしかならないかと いうと、けつしてそうでは ありません。

「保険料の額が高く 二十才から三十四才まで は月百円、三十五才以上は 月百五十円という額が高

● 積立金は何に使用 するの？

積立金は、国民年令の被 保険者から納付された保険 料の集積です。将来の年 金の納付のため大切に管理 されなければなりません。 将来の年金の給付が行われ るべきもので、その最善の 運用が拠出年金発足のため の前提条件であるとする考 えていきます。国会の附帯決 議をはじめ、各種関係団体 の主張もすべてこの趣旨を 主張しているのです。昨年来 この趣旨の具体化のため国 民年金審議会において鋭意 検討がなされていきます。 また資金運用部審議会にお いても特にこのため小委員 会を設けて検討を始めてお ります。

● 保険料を納めるこ とができない場合は

この年金の被保険者は誰 もが保険料を納めなければ ならないこととされていま すが、多くの被保険者の中 には月百円、百五十円の保 険料を納められない方も勿 論あるわけですが、そこそ 民年金においては、こうし た人こそこの年金の保償が 必要であるため、被保険者 の資格を与えて金給料は納

現在日本の国では上水道 や下水道といった生活環境 の改善とか、老人ホーム等 の社会福祉施設の増設など まだまだ立遅れたことがた くさんあります。国民年金 のために集められた保険料 は、こうした国民生活の向 上に密接につながりのある ものに向けられてゆくべき ものであるということに一 致した考え方を。 積立てた保険料は社会福 祉に使われます

従つてこの積立金を再軍 備などに使われるといつた 不安は全くないといつても 過言ではありません。 いづれにしても、それは 国民年金制度の健全な発展 に役立ち、国民の納得のい くような筋の通つた方法で、 使われることは明らかで、 明年の拠出年金の発足まで には必ずそのような線で行 定されることは保証出来ま す。 要するに私達はこの制度 について、更に研究をし、 理解を深めて、真に国民の ための年金として育て上げ ようと努力することが大切 であり、それが福祉国家と しての日本の発展につながる と思っています。

前納保険料の割引額の実例

前納時の年齢	前納期間	前納しなかつたとしたら納めなければならない額(A)	前納額(B)	割引額(A-B)
20歳	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000	5,280	720
	10年	12,000	9,310	2,690
	40年完納	63,000	23,540	39,460
30歳	5年	6,000円	5,280円	720円
	30年完納	51,000	24,300	26,700
35歳	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000	7,910	1,090
	10年	18,000	13,970	4,030
	25年完納	45,000	24,860	20,140
50歳	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000	7,910	1,090
	10年完納	18,000	13,970	4,030

保険料は

前納すると安くなる

料を納めるよりどれくらい割引があり、どれくらいお金を納めればよいか、とい

提出制うことも決っているの、国民年金その実例表を次にかゝけての保険料を納めるのに、前納、つまり三〇才の人が六〇才までの間の三〇年間をまるまる納めようとして毎月納めてゆけば五一、〇〇〇円保料を納めなければならないのが前納すると、二四、三〇〇円ですむことになり割引二六、七〇〇円の割引がうけられることになる。また、三五才の人が十年分前納すると、一三、九〇〇円ですむが、かりにこの人が五年たつて四〇才で国民年金の被保険者でな

六種類の年金
金額もいろいろ

くなる(つまり死亡したり他の公的年金へ加入するな分前納と同額の七、九一〇ど)とすると、その人の前納分、つまり四〇才から四五才までの未經過期間五年分として、四〇才時の五年分前納と同額の七、九一〇円がその人に返ってくるような仕組みになつています。

とを合せて三〇年以上あるときは、七〇才になつたときから老令福祉年金がもらえます。この三〇年以上という期間も、明年四月一日で二才から四九才までの人は、その年令に應じて四年から二九年までの短い期間であつてもよいことになつておられます。

第1表

年令	納付済期間	老令年金額
20才	40年	42,000円
25	35	36,000
30	30	30,000
35	25	24,000
40	20	18,000
50	10	14,400

(ただし70才に達するまで9,600円)

第2表

納付済期間	障害年金額
40年	42,000円
35	36,000
30	30,000
3年以上(1級)	24,000
2年以上(2級)	6,000円加算

第3表

納付済期間	母子年金額
40年	25,800円
35	22,800
30	19,800
3年以上(2子)	19,200
30年未満	6,000円加算

第4表

納付済期間	遺児年金額
40年	10,500円
35	9,000
30	7,500
3年以上(2子)	7,200
30年未満	6,000円加算

第5表

支給対象	年金額
70才以上	12,000円
重度の障害者	18,000
夫と死別した者	12,000円
養育終了した者	第2子から2,400円加算
妻が死亡した者	第2子から2,400円加算
母子世帯	

以上保険料の免除をされた人などには障害福祉年金がもらえます。

「一定期間」の保険料を納め、夫(内縁関係も含みます)が死亡したときに夫によつて生計を維持された(やしなわれていた)被保険者である妻が、一八才未満(廃疾の子は二〇才)の夫または、妻の子のいる母子家庭となつたときにももらえます。

この「一定期間」にもいくつかの場合があります。前記のべました最低の場合で三年という場合は、障害年金の場合と同じです。年金額は第三表のとおりです。

「一定の期間」保険料を納めていた六五才未満の夫と死別し、夫との婚姻関係(内縁関係は含みません)を十年以上続けた妻が六〇才になつてから六五才になるまでもらえます。

年金額は第一表の老令年金の半額です。

福祉年金(無拠出制)

前に述べましたように、基本的な拠出制年金の保険料を納められず、保険料の免除された人、または年令的に拠出制の国民年金に加入できない人で、老令、障害、母子世帯となつたときに第五表のとおり福祉年金が支給されます。

前納期間、免除を受けた期間

所得が少なかつたために